

## 公認心理師養成カリキュラムにおける実習についての提言

公認心理師養成カリキュラムにおける講義、演習、実習科目の考え方

1. 知識と実践を統合するためには、講義、演習、実習科目を有機的に連動させる必要がある。実習を行う前に講義や演習で最低限の知識やスキルを身につけるだけでなく、実習と並行して知識やスキルを学ぶことで、単なる「丸覚え」でなく、意味を理解しつつ現場で活かせる体験の体系的理解に繋がる。
2. 学部の実習と大学院での実習は、目標とする内容や深度が異なるので、「講義・演習」から「実習」への一方向だけの学びとせず、「講義・演習」と「実習」の循環により、十分な知識、スキル、態度を修得することが望まれる。

### 1. 学部・大学院共通

#### ① 実習科目の到達目標

「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」を踏まえたカリキュラムの到達目標（たたき台）を基本とする。

新たに、「大学院における実習科目の到達目標」として、アンダーラインを付した事項について修正と追加を行う。

#### ② 実習を担当する教員の要件

学部及び大学院の学内実習における「実習指導教員」及び学外実習における「実習指導者」（以下、「実習担当者」と呼ぶ）は、心理職としての十分な心理臨床の職務経験を持つとともに、スーパーバイザーとしての資質を保証された者が担当することが必要である。また、実習担当者は、実習担当者を対象とした研修会の受講を必須とする。経過措置においても、心理職としての十分な心理臨床の職務経験を持つとともに、スーパーバイザーとしての資質を保証された者が、実習担当者となることが必要である。

### 2. 学部の実習について

#### ○ 学部における実習科目の到達目標

##### 1. 公認心理師としての職責の自覚

1-5. 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務の内容を説明できる。

##### 3. 多職種連携・地域連携

3-1. 多職種連携・地域連携による支援の意義について理解し、チームにおける公認心理師の役割を説明できる。

#### ○ 実習対象施設：保健・医療、福祉、教育、司法・法務・警察、産業・労働の5領域から3領域以上の施設・機関。

○ 実習内容と時間数 (学部：80 時間)

- ① 事前指導：各実習予定施設についての事前学習 (10～12 時間)
- ② 見学実習：公認心理師の業務内容と多職種連携・地域連携における支援の実際についての見学・体験 (56～60 時間)
- ③ 事後指導：公認心理師の業務内容と多職種連携・地域連携における支援の実際について報告 (10～12 時間)

注1：実習担当者1人が担当できる学生数は15人までが望ましい。

注2：実習科目を履修するには、事前に、基礎科目「公認心理師の職業倫理」、「心理学概論」、「臨床心理学概論」の単位を修得済みであることを要件とする(実習科目は、必要な倫理、態度及び知識を身につけた学生に限定し、履修を認める)。

### 3. 大学院の実習について

○ 大学院における実習科目の到達目標

1. 公認心理師としての職責の自覚

- 1-3. 利用者(心理に関する支援を要する者等)の安全を最優先し、常に利用者中心の立場に立つことができる
- 1-4. 守秘義務と情報提供の重要性を理解し適切な取扱いができる。

3. 多職種連携・地域連携

- 3-2. 現場での実習において、チームの構成や各構成員の役割分担について理解し、チームの一員として参加できる。
- 3-3. 医療機関において「チーム医療」を体験する。
- 3-4. 実習施設の地域にある関係施設・機関との連携を体験する。

13. 心理状態の観察及びその結果の分析

- 13-2. 心理に関する支援を要する者等と関わりながらの行動観察について説明でき、適切に実施することができる。
- 13-4. 心理検査の適応及び実施方法を概説でき、正しく実施し、検査結果を解釈することができる。
- 13-5. 生育歴等の情報、行動観察、検査の結果等を統合させ、包括的に解釈を行うことができる。
- 13-6. 心理状態の観察結果に関する分析について、支援を要する者や関係者が理解できる資料を作成するとともに、説明することができる。

14. 心理に関する支援(相談、助言、指導その他の援助)

- 14-4. 心理に関する支援が必要な者のプライバシーに配慮できる。
- 14-5. 心理に関する支援計画を作成することができる。
- 14-6. 支援を実施した内容等について、適切に記録、報告、振り返り等を行うことができる。

23. その他

- 23-2. 具体的な体験や支援活動を、専門的知識及び技として概念化・理論化し、体系立てることができる。
- 23-3. 実習を通して心理に関する支援を要する者やその関係者についての情報を収集し、課題を抽出・整理できる。
- 23-4. 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供ができる。

○ 実習施設

- ① 学内の実習施設：大学院附属の臨床心理相談室等がこれにあたる。事例を長期継続的に担当する等の深い関わりをもった実習を実習担当者の指導を受けながら行うためには、系統的な実習プログラムにより、実習担当者としての要件を満たした者が指導することが必要である。そのためには、附属臨床心理相談室を実習施設として位置付け、大学院での講義・演習と関連付けて、実習科目の到達目標の指導を行うことが効果的である。
- ② 学外の実習施設：医療・保健、福祉、教育、司法・法務・警察、産業・労働の5領域のうち、到達目標を考慮した実習プログラムと実習担当者としての要件を満たした者がいる施設・機関を実習施設として位置付けることが望ましい。

○ 実習内容と時間数（大学院：450時間）

大学院における実習科目の到達目標を達成する観点から、以下の①と②を含む3領域以上の実習施設で、実際の事例とのかかわりを持つ実習を行う。3領域の中には、医療・保健領域から医療機関での実習（90時間：2単位）を含むものとする。

- ① 学内の臨床心理相談室等において、実際の事例を継続的に担当する等の深い関わりをもつ実習内容（270時間：6単位必修）
  - ア. 電話等の受付業務
  - イ. インテーク（陪席を含む）とインテーク・カンファレンスへの参加
  - ウ. 心理アセスメント（3ケース以上）
  - エ. 心理面接（3ケース以上あるいは計45セッション以上）
  - オ. スーパービジョンを受ける
  - カ. 予防的な心理教育活動の実施
  - キ. 事例検討会での事例発表・討議への参加、事例研究
  - ク. 施設の運営実習

注：ア～クまでの項目を含む系統的な実習内容とする。

- ② 学外実習施設における実習内容（180時間：4単位必修）。

大学院の実習担当者による指導内容

- ア. 事前指導
- イ. 実習施設訪問しての実習ガイダンス
- ウ. 実習経過についての大学院指導教員による中間指導
- エ. 事後指導

学外実習施設の実習担当者による指導内容

- オ. 施設の概要と業務についての理解
- カ. 心理状態の観察・分析の実習
- キ. 相談業務の実習
- ク. 予防教育的な活動の実習
- ケ. 多職種連携・地域連携の実習
- コ. 事例記録・実習の報告記録
- サ. 管理運営に関する業務

注1：ア～サまでの項目を含む系統的な実習内容とすることが望ましい。

注2：学外実習施設における実習担当者1人が同一実習期間に担当できる実習生の数は2人までが望ましい。